

〇八戸市みどりの環づくり基本条例施行規則

平成20年2月26日規則第3号

八戸市みどりの環づくり基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市みどりの環づくり基本条例（平成19年八戸市条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保存樹木等の指定の基準)

第2条 条例第18条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。
 - ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
 - イ 高さが15メートル以上であること。
 - ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。
 - エ はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。
- (2) 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れていること。
 - ア その集団の存する土地の面積が500平方メートル以上であること。
 - イ 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30メートル以上であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるものであること。

(保存樹木等の指定の承諾)

第3条 条例第18条第2項の承諾は、八戸市保存樹木等指定承諾書（別記第1号様式）により得るものとする。

(保存樹木等の指定の通知)

第4条 条例第18条第4項の規定による通知は、八戸市保存樹木等指定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(保存樹木等を表示する標識)

第5条 条例第19条第1項の標識には、次に掲げる事項を記載し、これを見やすい場所に設置するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定年月日
- (3) 樹種

(保存樹木等の滅失等の届出)

第6条 条例第21条第1項又は第2項の規定による届出は、八戸市保存樹木等滅失等届出書（別記第3号様式）を提出して行うものとする。

(保存樹木等の指定の解除)

第7条 条例第25条第3項の規定による申請は、八戸市保存樹木等指定解除申請書（別記第4号様式）を提出して行うものとする。

2 条例第25条第4項の規定により準用される条例第18条第4項の規定による通知は、八戸市保存樹木等指定解除通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(緑の審議会)

第8条 八戸市緑の審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第10条 審議会の庶務は、公園緑地課において処理する。

(会長への委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第3条関係)

第2号様式 (第4条関係)

第3号様式 (第6条関係)

第4号様式 (第7条関係)

第5号様式 (第7条関係)